



**建設工事の総合評価落札方式の落札者の決定方法及び評価項目等を見直し  
日本下水道事業団（JS）が発注する工事の魅力を高めます。**

- JSは「共創プロジェクト」で掲げる「担い手の育成」、「働き方改革の取組強化」に加え「品質確保」の観点から、平成30年度から適用している価格点の算定方法及び技術力評価点に関する評価項目等を見直します。
- 令和7年4月1日以降に公告する工事から適用します。

価格点の算定方法及び技術力評価点に関する評価項目等の見直し内容（概要）

**1. 価格点**

落札率が低い工事は工事成績評定点が低い傾向が見られることから、入札価格が調査基準価格を下回る場合には価格点を減ずる算出方法を適用します。

**2. 技術評価点の技術力評価点に関する評価項目**

- 1) 企業の施工能力等に関する評価項目
  - ・ 品質が確保された施工実績を重視するため、工事成績について工事成績評定点（平均点）の付与を60点以上から70点以上に見直しします。
  - ・ 地域で活躍する民間事業者を評価するため、一般土木工事及び建築工事については、表彰実績の評価対象を当該委託団体、当該委託団体が所在する都道府県・国土交通省地方整備局等まで拡大します。
  - ・ 労務賃金改善に関する取組を促進するため、施工計画審査型及び技術提案審査型では、一般土木工事及び建築工事について「労務費見積り尊重宣言」を公表している企業を評価します。
  - ・ 担い手の確保を推進するため、若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の資格取得・継続教育への取組を評価します。
- 2) 企業の信頼性・社会性
  - ・ 地域で活躍する民間事業者を評価するため、災害活動の実績について下水道施設に限らず河川、道路等まで評価対象を拡大します。
- 3) 配置予定技術者の施工能力
  - ・ 品質が確保された工事経験を重視するため、工事成績について工事成績評定点（平均点）の付与を65点以上から70点以上に見直しします。

【別紙資料】 「令和7年度 建設工事における総合評価落札方式の落札者の決定方法及び評価項目等の見直しについて」

<問い合わせ先>

日本下水道事業団事業統括部技術監理課 若尾  
TEL 03-6892-2011



# 令和7年度 建設工事における総合評価落札方式の 落札者の決定方法及び評価項目等の見直しについて

令和7年4月1日以降に公告する建設工事に適用

令和7年2月13日

事業統括部  
技術監理課



# 改定概要

○「担い手の育成、確保」、「働き方改革の取組強化」、「品質確保」の観点から**価格点の算定方法、評価項目と評価基準等**の見直し

## 1. 価格点の算定方法

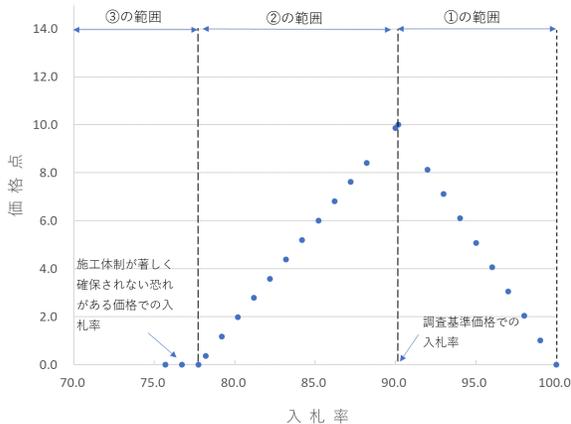
○落札率が低い工事において工事成績評定点が低い傾向が見られることから、入札価格が調査基準価格を下回る場合には価格点を減ずる算出方法を適用

入札価格帯	評価値の考え方	算定方式
・ 予定価格		
↓ 価格競争の原則に従う	①入札価格が低いほど価格評価点を高く評価	価格評価点 = $(10 / (100 - b)) \times (100 - a)$
・ 調査基準価格		
↓ 施工体制が確保されない恐れがある	②入札価格が低いほど価格評価点を低く評価	価格評価点 = $(10 / (b - c)) \times (a - c)$
・ 施工体制が著しく確保されない恐れがある価格		
↓ 施工体制が著しく確保されない恐れがある	③価格評価点を付与しない	価格評価点 = 0 点

$$a = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$$

$$b = (\text{調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$$

$$c = (\text{施工体制が著しく確保されない恐れがある価格} / \text{予定価格}) \times 100$$



価格点算出のイメージ図

## 2. 評価項目と評価基準

### 2.1 技術提案の評価項目及び評価基準

- ・ 技術提案及び施工計画の技術提案を評価できるよう見直す

### 2.2 企業の施工能力等に関する評価項目

評価項目	改定内容
企業の工事成績	・ 工事成績評定点（平均点）の付与を60点以上から70点以上に見直す
優良工事表彰・優良施工業者	・ 一般土木工事及び建築工事については、表彰実績の評価対象を当該委託団体、当該委託団体が所在する都道府県・国土交通省地方整備局等まで拡大
「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	・ 施工計画審査型及び技術提案審査型では、一般土木工事及び建築工事について「労務費見積り尊重宣言」を公表している企業を評価
若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置および資格	・ 資格取得・継続教育への取組を評価

### 2.3 企業の信頼性・社会性

	改定内容
委託団体との災害協定又は災害活動実績	・ 災害活動の実績について下水道施設に限らず河川、道路等まで評価対象を拡大

### 2.4 配置予定技術者の施工能力

	改定内容
工事成績	・ 工事成績評定点（平均点）の付与を65点以上から70点以上に見直す

## 3. その他

### 3.1 技術者の審査対象期間の緩和

注）各工事の具体的な評価項目と評価基準については、入札説明書で確認してください。



# 1. 価格点の算出方法

## 令和7年3月31日までに公告する工事

価格点、施工体制確認後の加算点、施工体制評価点を基に各競争参加者の技術評価点を求め、合計値が最も高い者が落札予定者となる。なお、落札予定者の入札額が「調査基準価格未満」に該当する場合は、低入札価格調査（特別重点調査）へ移行。

### (1) 評価値の算出方法

加算方式とする。

#### ① 評価値の算出方法

・ 評価値 = 価格点 + 技術評価点 + 施工体制評価点

#### ② 価格点の算出方法

・ 価格点 =  $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

#### ③ 技術評価点

・ 技術評価点 = 技術提案評価点（又は施工計画評価点） + 技術力評価点

#### ④ 施工体制評価点

・ 品質の確保の実効性及び施工体制の確保の確実性から算定

### (算定式)

評価値 = 価格点 + (技術提案評価点（又は施工計画評価点） + 技術力評価点)

### (施工体制確認型総合評価の算定式)

評価値 = 価格点 + { (技術提案評価点 + 施工計画評価点)  $\times \beta / 30$  + 技術力評価点 } + 施工体制評価点  
= 価格点 + 施工体制確認後の技術評価点 + 施工体制評価点

$\beta$  = 施工体制評価点

## 令和7年4月1日以降に公告する工事

価格点、施工体制確認後の加算点、施工体制評価点を基に各競争参加者の技術評価点を求め、合計値が最も高い者が落札予定者となる。なお、落札予定者の入札額が「調査基準価格未満」に該当する場合は、低入札価格調査（特別重点調査）へ移行。

### (1) 評価値の算出方法

加算方式とする。

#### ① 評価値の算出方法

・ 評価値 = 価格点 + 技術評価点 + 施工体制評価点

#### ② 価格点の算出方法

・ **調査基準価格以上、予定価格以下で応札した者**

**価格評価点 =  $(10 / (100 - b)) \times (100 - a)$**

・ **調査基準価格未満、施工体制が著しく確保されない恐れがある価格以上で応札した者**

**価格評価点 =  $(10 / (b - c)) \times (a - c)$**

**$a = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$**

**$b = (\text{調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$**

**$c = (\text{施工体制が著しく確保されない恐れがある価格} / \text{予定価格}) \times 100$**

・ **施工体制が著しく確保されない恐れがある価格未満で応札した者**

**価格評価点 = 0**

#### ③ 技術評価点

・ 技術評価点 = 技術提案評価点（又は施工計画評価点） + 技術力評価点

#### ④ 施工体制評価点

・ 品質の確保の実効性及び施工体制の確保の確実性から算定

### (算定式)

評価値 = 価格点 + (技術提案評価点（又は施工計画評価点） + 技術力評価点)

### (施工体制確認型総合評価の算定式)

評価値 = 価格点 + { (技術提案（品質確保の技術提案）の評価点 + 技術提案（施工計画）の評価点) }  $\times$  施工体制を確認した後の評価点割合 ( $\beta / 30$ ) + 技術力評価点 + 施工体制評価点  
= 価格点 + 施工体制確認後の技術評価点 + 施工体制評価点

$\beta$  = 施工体制評価点



## 2.1 技術提案の評価項目及び評価基準

評価項目	技術提案を求める内容	配 点											
		令和7年3月31日までに公告する工事						令和7年4月1日以降に公告する工事					
		大規模調達契約未済			大規模調達契約			大規模調達契約未済			大規模調達契約		
		施工計画 審査型	技術提案 審査型	標準 DB型	技術提案 審査型	標準 DB型	大規模 DB型	施工計画 審査型	技術提案 審査型	標準 DB型	技術提案 審査型	標準 DB型	大規模 DB型
技術提案 (品質確保の技術提案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的なコストの縮減に関する技術提案 ライフサイクルコスト（維持管理費、電力消費量、燃料消費量など）</li> <li>社会的要請への対応に関する技術提案 環境の維持、交通の確保、特殊な安全対策、省資源、リサイクル</li> <li>工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案 性能・機能に関する具体的な技術提案 維持管理性の向上に関する具体的な提案、その他の項目</li> </ul>	-	8点 ×	8点 ×	8点 ×	8点 ×	8点 ×	-	8点 ×1項目	8点 ×2項目	8点 ×1項目	8点 ×3項目	8点 ×3項目
技術提案 (施工計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工計画に係る具体的な技術提案 施工上配慮すべき事項、工程管理に係る技術的所見、材料の品質管理に係る技術的所見、施工上の課題に対する技術的所見、安全管理に留意すべき事項</li> </ul>	-	8点 ×2項目 (※1)	8点 ×1項目 (※2)	8点 ×1項目	8点 ×1項目	8点 ×1項目	8点 ×1項目	8点 ×1項目	8点 ×1項目	8点 ×1項目	8点 ×1項目	8点 ×1項目
簡易な施工計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工にあたり留意すべき事項</li> </ul>	4点× 1～2項目	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 原則2項目の設定とするが、工事内容により1項目のみの設定も可とする。ただし、その場合、1項目あたりの配点は8点とする。

(※2) 施工条件及び工事特性等から適切な「技術提案（品質確保の技術提案）」を求め難いと判断された場合は、「技術提案（施工計画）」とすることができる。

評価基準	評 価 方 法
定量的評価項目	標準案における数値、目標数値をあらかじめ定め、提案値に対する評価点数の算出方法を示し、それにより評価点数を算出する ・あらかじめ、性能等の数値毎に評価点数を設定する ・最も優れた提案値に満点、標準値に0点を与え、それ以外の中間の提案値に対する評価点は比例配分で求める
定性的評価項目	1テーマの課題に対して技術提案を求め、その内容が有効か否かを判定し、有効な技術提案の件数に応じて評価点とする ・最高点8点の場合の有効提案数は、1評価項目あたり5件を上限とし、5件を超える技術提案を行った場合には、全てを加点評価対象としない ・最高点4点の場合の有効提案数は、1評価項目あたり2件を上限とし、2件を超える技術提案を行った場合には、全てを加点評価対象としない



## 2.2 企業の施工能力等に関する評価項目（一般土木工事・建築工事）

令和7年3月31日までに公告する工事

	評価基準	評価点	大規模調達契約未済		
			技術力 審査型	施工計画 審査型 技術提案 審査型	標準DB型
企業の工事 成績	工事成績評定点（平均点）の区分				
	85点以上100点以下	3.0			
	80点以上85点未満	2.5			
	75点以上80点未満	2.0			
	70点以上75点未満	1.5	○	○	-
	65点以上70点未満	1.0			
	60点以上65点未満	0.5			
関連分野で の共同研究 の実績	共同研究の総件数が2件以上	1.0			
	共同研究の総件数が1件	0.5	○	○	-
	該当しない場合	0.0			
優良工事表 彰・優良施 工業者	「優良工事表彰」又は「災害功労者表彰」のいずれかの功労者表彰を受けた実績が1件以上	1.0	○	-	-
	優良施工業者に選定された実績が1件以上	0.5			
	該当しない	0.0			

令和7年4月1日以降に公告する工事

	評価基準	評価点	大規模調達契約未済		
			技術力 審査型	施工計画 審査型 技術提案 審査型	標準 DB型
企業の工事成績	工事成績評定点（平均点）の区分				
	85点以上100点以下	2.0			
	80点以上85点未満	1.5			
	75点以上80点未満	1.0	○	○	-
	70点以上75点未満	0.5			
関連分野での共同研究 の実績	共同研究の総件数が2件以上	1.0			
	共同研究の総件数が1件	0.5	○	○	-
	該当しない	0.0			
優良工事表彰・優良施 工業者	①、②、③、④、⑤又は⑥のいずれかに該当する表彰を受けた実績 ①日本下水道事業団からの「優良工事表彰」 ②日本下水道事業団からの「災害功労者表彰」 ③当該工事の委託団体からの「優良工事表彰（首長表彰）」 ④当該工事の委託団体が所在する地域の国土交通省地方整備局等からの「優良工事表彰（局長表彰）」 ⑤当該工事の委託団体が所在する道府県からの「優良工事表彰（知事表彰）」 ⑥当該工事の委託団体が東京都に所在する場合においては東京都からの「優良工事表彰（局長表彰）」	1.0			
	①、②、③、④又は⑤のいずれかに該当する表彰を受けた実績 ①日本下水道事業団からの「優良施工業者表彰」 ②当該工事の委託団体から「優良工事表彰（首長以外からの表彰）」 ③当該工事の委託団体が所在する地域の国土交通省地方整備局等からの「優良工事表彰（局長以外からの表彰）」 ④当該工事の委託団体が所在する道府県からの「優良工事表彰（知事以外からの表彰）」 ⑤当該工事の委託団体が東京都に所在する場合においては東京都からの「優良工事表彰（局長以外からの表彰）」	0.5	○	○	-
	該当しない	0.0			



令和7年3月31日までに公告する工事

	評価基準	評価点	大規模調達契約未済		
			技術力審査型	施工計画審査型 技術提案審査型	標準DB型
企業の施工実績	具体的な工事実績	2.0	○	○	○
		1.0			
		0.5			
		0.0			
マネジメント難工事の施工実績	65点以上のマネジメント難工事の工事実績が3件以上	1.5	○	-	-
	65点以上のマネジメント難工事の工事実績が2件	1.0			
	65点以上のマネジメント難工事の工事実績が1件	0.5			
	該当しない	0.0			
ISOの認証取得	工事現場（現場事務所等）に適用できるISO認証を両方を取得	1.0	-	○	-
	工事現場（現場事務所等）に適用できるISO認証をどちらか一方を取得	0.5			
	該当しない	0.0			
	若手・女性技術者の配置	1.0			
若手・女性技術者の配置	若手技術者・女性技術者を各1名以上を配置	1.0	○	○	-
	若手技術者・女性技術者のいずれか1名以上を配置	0.5			
	該当しない	0.0			
小計			9.5	8.0	2.0

令和7年4月1日以降に公告する工事

	評価基準	評価点	大規模調達契約未済		
			技術力審査型	施工計画審査型 技術提案審査型	標準DB型
施工実績	具体的な工事実績	2.0	○	○	○
		1.0			
		0.0			
マネジメント難工事の施工実績	65点以上のマネジメント難工事の工事実績が3件以上	1.5	○	-	-
	65点以上のマネジメント難工事の工事実績が2件	1.0			
	65点以上のマネジメント難工事の工事実績が1件	0.5			
	該当しない	0.0			
若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置・資格	<b>配置する（資格又は継続教育の取り組みあり）</b> <b>配置する（資格又は継続教育の取り組みなし）</b> <b>上記のいずれにも該当しない</b>	<b>1.0</b> <b>0.5</b> <b>0.0</b>	○	○	-
「労務費見積み尊重宣言」促進モデル工事	<b>「労務費見積み尊重宣言」を公表し、下請企業への見積み依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する取組を誓約</b> <b>上記に該当しない</b>	<b>1.0</b> <b>0.0</b>	-	○	-
小計			8.5	8.0	2.0

若手技術者（40歳以下）又は女性技術者が有する資格として評価する資格一覧

競争参加資格（認定資格） <sup>注1)</sup>	評価対象となる資格
一般土木工事 建築工事 建築機械設備工事 建築電気設備工事 流体機械設備工事 下水処理設備工事 汚泥焼却設備工事 電気設備工事	①技術士又は技術士補 建設部門、農業部門「農業土木」、森林部門「森林土木」、上下水道部門、機械部門、電気電子部門及び衛生工学部門 ②施工管理技士又は施工管理技士補（1級又は2級） 土木施工管理技士、建築施工管理技士、建築機械、管工事施工管理技士及び電気工事施工管理技士 ③その他 コンクリート診断士、測量士、測量士補 1級建築士、2級建築士 建築設備士、設備設計1級建築士、消防設備士（甲種、乙種） 電気主任技術者（第一種、二種、三種）、電気工事士（第一種、第二種）

注1)単体有資格者業者又は特定建設共同企業体・代表者に求める競争参加資格（認定資格）



## 2.2 企業の施工能力等に関する評価項目（機械設備工事・電気設備工事）

令和7年3月31日までに公告する工事

	評価基準	評価点	大規模調達契約未済		
			技術力 審査型	施工計画 審査型 技術提案 審査型	標準DB型
企業の工事 成績	工事成績評定点（平均点）の区分				
		85点以上100点以下	3.0		
		80点以上85点未満	2.5		
		75点以上80点未満	2.0		
		70点以上75点未満	1.5	○	○
		65点以上70点未満	1.0		
		60点以上65点未満	0.5		
関連分野で の共同研究 の実績	共同研究の総件数が2件以上	1.0			
	共同研究の総件数が1件	0.5	○	○	-
	該当しない	0.0			
優良工事表彰・優良施 工業者	「優良工事表彰」又は「災害功労者表彰」のいずれ かの功労者表彰を受けた実績が1件以上	1.0	○	-	-
	優良施工業者に選定された実績が1件以上	0.5			
	該当しない	0.0			
企業の施工 実績	具体的な工事実績	2.0			
		1.0	○	○	○
		0.5			
		0.0			
マネジメン ト難工事の 施工実績	65点以上のマネジメント難工事の工事実績が3件以 上	1.5			
	65点以上のマネジメント難工事の工事実績が2件	1.0	○	-	-
	65点以上のマネジメント難工事の工事実績が1件	0.5			
	該当しない	0.0			
ISOの 認証取得	工事現場（現場事務所等）に適用できるISO認証を 両方との取得	1.0			
	工事現場（現場事務所等）に適用できるISO認証を どちらか一方を取得	0.5	-	○	-
	該当しない	0.0			
若手・女性 技術者の配 置	若手技術者・女性技術者を各1名以上を配置	1.0			
	若手技術者・女性技術者のいずれか1名以上を配置	0.5	○	○	-
	該当しない	0.0			
小 計			9.5	8.0	2.0

令和7年4月1日以降に公告する工事

	評価基準	評価点	大規模調達契約未済		
			技術力 審査型	施工計画 審査型 技術提案 審査型	標準DB型
企業の工事成績	工事成績評定点（平均点）の区分				
		85点以上100点以下	2.0		
		80点以上85点未満	1.5		
		75点以上80点未満	1.0		
		70点以上75点未満	0.5	○	○
		70点未満	0.0		
関連分野での共 同研究の実績	共同研究の総件数が2件以上	1.0			
	共同研究の総件数が1件	0.5	○	○	-
	該当しない	0.0			
優良工事表彰・ 優良施工業者	①又は②のいずれかに該当する表彰を受けた実績	1.0			
	①日本下水道事業団からの「優良工事表彰」 ②日本下水道事業団からの「災害功労者表彰」	0.5	○	○	-
	優良施工業者に選定された実績が1件以上	0.0			
企業の施工実績	具体的な工事実績	2.0			
		1.0	○	○	○
		0.5			
		0.0			
マネジメント難 工事の施工実績	65点以上のマネジメント難工事の工事実績が3件以 上	1.5			
	65点以上のマネジメント難工事の工事実績が2件	1.0	○	-	-
	65点以上のマネジメント難工事の工事実績が1件	0.5			
	該当しない	0.0			
若手技術者（40 歳以下）又は女 性技術者の配 置・資格 <sup>注</sup>	配置する（資格又は継続教育の取り組みあり）	1.0			
	配置する（資格又は継続教育の取り組みなし）	0.5	○	○	-
	上記のいずれにも該当しない	0.0			
小 計			8.5	7.0	2.0

注）評価対象となる資格については、「2.1企業の能力等（一般土木工事・建築工事）」に記載されている「若手技術者（40歳以下）又は女性技術者が有する資格として評価する資格一覧」による



## 2.3 企業の信頼性・社会性（一般土木工事・建築工事）

令和7年3月31日までに公告する工事

	評価基準	評価点	大規模調達契約未済		
			技術力 審査型	施工計画 審査型 技術提案 審査型	標準DB型
委託団体との災害協定 又は災害活動実績	①、②の両方又はいずれかに該当 ①競争参加者が当該工事の委託団体と災害協定（下水道施設を含むものに限る。）あり ②下水道施設に関する災害活動を行い、令和4年4月1日から公告日までに当該工事の委託団体からその功績を認められた（表彰、感謝状で証明）	1.0	○	○	-
	①、②の両方又はいずれかに該当 ①競争参加者が当該工事の委託団体と災害協定あり ②競争参加者の加盟する団体等が当該工事の委託団体と災害協定（下水道施設を含むものに限る。）あり	0.5			
	該当しない	0.0			
地元企業の採用率	地元企業採用率が40%以上	1.0	○	○	-
	地元企業採用率が20%以上40%未満	0.5			
	該当しない	0.0			
工事事故における指名停止等措置	指名停止	-1.0	○	○	-
	文書注意	-0.5			
	口頭注意	-0.5			
小計			2.0	2.0	0.0

令和7年4月1日以降に公告する工事

	評価基準	評価点	大規模調達契約未済		
			技術力 審査型	施工計画 審査型 技術提案 審査型	標準DB型
委託団体との災害協定 又は災害活動実績	①又は②のいずれかに該当 ①競争参加者が当該工事の委託団体と災害協定（下水道施設を含むものに限る。）を締結 ②競争参加者が下水道施設に関する災害活動を実施	1.0	○	○	-
	①、②又は③のいずれかに該当 ①競争参加者が当該工事の委託団体と災害協定を締結 ②競争参加者が下水道施設に限らず河川、道路等に関する災害活動を実施 ③競争参加者の加盟する団体等が当該工事の委託団体と災害協定（下水道施設を含むものに限る。）を締結	0.5			
	該当しない	0.0			
地元企業の採用率	地元企業採用率が40%以上	1.0	○	○	-
	地元企業採用率が20%以上40%未満	0.5			
	該当しない	0.0			
工事事故における指名停止等措置	指名停止	-1.0	○	○	-
	文書注意	-0.5			
	口頭注意	-0.5			
小計			2.0	2.0	0.0



## 2.3 企業の信頼性・社会性（機械設備工事・電気設備工事）

令和7年3月31日までに公告する工事

	評価基準	評価点	大規模調達契約未済		
			技術力 審査型	施工計画 審査型 技術提案 審査型	標準DB型
委託団体との災害協定 又は災害活動実績	①、②の両方又はいずれかに該当 ①競争参加者が当該工事の委託団体と災害協定（下水道施設を含むものに限る。）あり ②下水道施設に関する災害活動を行い、令和4年4月1日から公告日までに当該工事の委託団体からその功績を認められた(表彰、感謝状で証明)	1.0	○	○	-
	①、②の両方又はいずれかに該当 ①競争参加者が当該工事の委託団体と災害協定あり ②競争参加者の加盟する団体等が当該工事の委託団体と災害協定（下水道施設を含むものに限る。）あり	0.5			
	該当しない	0.0			
地元企業の採用率	地元企業採用率が15%以上	1.0	○	○	-
	地元企業採用率が5%以上15%未満	0.5			
	該当しない場合	0.0			
バックアップ体制	本店が本工事場所と同じ県内にある	1.0	○	○	-
	本店の所在する県と本工事場所の所在する県が以下の表に示す同一地方内にある又は隣接している県内にある	0.5			
	該当しない	0.0			
工事事故における指名停止等措置	指名停止	-1.0	○	○	-
	文書注意	-0.5			
	口頭注意	-0.5			
小計			3.0	3.0	0.0

令和7年4月1日以降に公告する工事

	評価基準	評価点	大規模調達契約未済		
			技術力 審査型	施工計画 審査型 技術提案 審査型	標準DB型
委託団体との災害協定 又は災害活動実績	<b>①又は②のいずれかに該当</b> ①競争参加者が当該工事の委託団体と災害協定（下水道施設を含むものに限る。）を締結 <b>②競争参加者が下水道施設に関する災害活動を実施</b>	1.0	○	○	-
	<b>①、②又は③のいずれかに該当</b> ①競争参加者が当該工事の委託団体と災害協定を締結 <b>②競争参加者が下水道施設に限らず河川、道路等に関する災害活動を実施</b> ③競争参加者の加盟する団体等が当該工事の委託団体と災害協定（下水道施設を含むものに限る。）を締結	0.5			
	該当しない	0.0			
地元企業の採用率	地元企業採用率が15%以上	1.0	○	○	-
	地元企業採用率が5%以上15%未満	0.5			
	上記のいずれにも該当しない	0.0			
バックアップ体制	本店の所在地が、本工事場所の所在する都道府県内	1.0	○	○	-
	本店の所在地が、本工事場所の所在する都道府県と同一地方内又は隣接する都道府県内	0.5			
	該当しない	0.0			
工事事故における指名停止等措置	指名停止	-1.0	○	○	-
	文書注意	-0.5			
	口頭注意	-0.5			
小計			3.0	3.0	0.0



## 2.4 配置予定技術者の施工能力（一般土木工事・建築工事）

令和7年3月31日までに公告する工事

	評価基準	評価点	大規模調達契約未済		
			技術力 審査型	施工計画 審査型 技術提案 審査型	標準DB型
工事経験	具体的な工事経験	2.0	○	○	○
		1.0			
		0.5			
		0.0			
工事成績	工事成績評定点の区分		○	○	-
	80点以上	2.0			
	75点以上80点未済	1.5			
	70点以上75点未済	1.0			
	65点以上70点未済	0.5			
該当しない	0.0				
資格取得	両方の資格を取得	1.0	-	○	-
	どちらか一方の資格を取得	0.5			
	該当しない	0.0			
継続教育 (CPD)単位の 取得	①又は②のいずれかに該当	1.0	○	○	-
	①建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位以上を取得				
	②建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位の1/2を超える単位を取得しており、かつ、当該工事種別のJS品質確保研修を修了				
	①又は②のいずれかに該当				
①建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位の1/2を超える単位を取得	0.5	○	○	-	
②当該工事種別のJS品質確保研修を修了					
該当しない	0.0				
小計			5.0	6.0	2.0

令和7年4月1日以降に公告する工事

	評価基準	評価点	大規模調達契約未済		
			技術力 審査型	施工計画 審査型 技術提案 審査型	標準DB型
工事経験	具体的な工事経験	2.0	○	○	○
		1.0			
		0.0			
工事成績	工事成績評定点の区分		○	○	-
	85点以上100点以下	2.0			
	80点以上85点未済	1.5			
	75点以上80点未済	1.0			
	70点以上75点未済	0.5			
70点未済	0.0				
継続教育 (CPD)単位の 取得	①又は②のいずれかに該当	1.0	○	○	-
	①建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位以上を取得				
	②建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位の1/2を超える単位を取得、かつ、当該工事種別のJS品質確保研修を修了				
	①又は②のいずれかに該当				
①建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位の1/2を超える単位を取得	0.5	○	○	-	
②当該工事種別のJS品質確保研修を修了					
該当しない	0.0				
小計			5.0	5.0	2.0



## 2.4 配置予定技術者の施工能力（機械設備工事・電気設備工事）

令和7年3月31日までに公告する工事

	評価基準	標準 評価点	大規模調達契約未済		
			技術力 審査型	施工計画 審査型 技術提案 審査型	標準DB型
工事経験	具体的な工事経験	2.0	○	○	○
		1.0			
		0.5			
		0.0			
工事成績	工事成績評定点の区分		○	○	-
	工事成績評定80点以上の実績	2.0			
	工事成績評定75点以上80点未満の実績	1.5			
	工事成績評定70点以上75点未満の実績	1.0			
	工事成績評定65点以上70点未満の実績	0.5			
該当しない	0.0				
継続教育 (CPD)単位 の取得	①又は②のいずれかに該当	1.0	○	○	-
	①建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位以上を取得				
	②建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位の1/2を超える単位を取得しており、かつ、当該工事種別のJS品質確保研修を修了				
	①又は②のいずれかに該当				
①建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位の1/2を超える単位を取得	0.5	○	○	-	
②当該工事種別のJS品質確保研修を修了					
該当しない	0.0	5.0	5.0	2.0	
小計					

令和7年4月1日以降に公告する工事

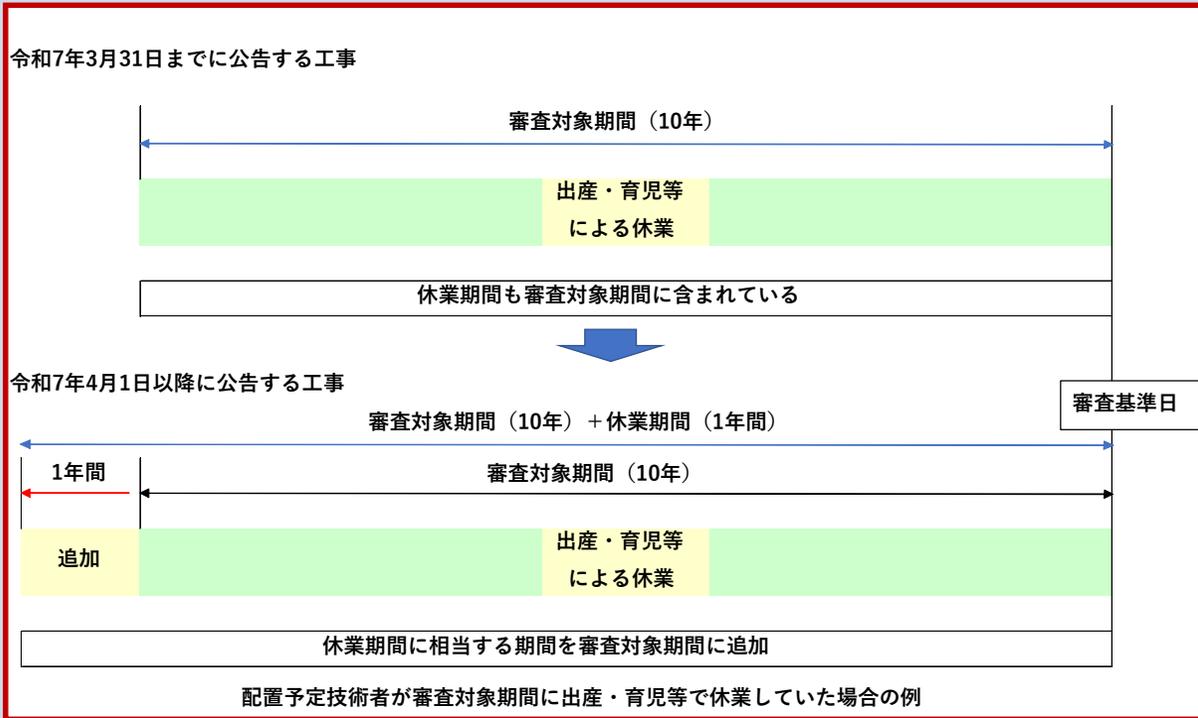
	評価基準	標準 評価点	大規模調達契約未済		
			技術力 審査型	施工計画 審査型 技術提案 審査型	標準DB型
工事経験	具体的な工事経験	2.0	○	○	○
		1.0			
		0.0			
工事成績 <sup>注)</sup>	工事成績評定点の区分		○	○	-
	85点以上100点以下	2.0			
	80点以上85点未満	1.5			
	75点以上80点未満	1.0			
	70点以上75点未満	0.5			
70点未満	0.0				
継続教育 (CPD)単位 の取得	①又は②のいずれかに該当	1.0	○	○	-
	①建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位以上を取得				
	②建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位の1/2を超える単位を取得、かつ、当該工事種別のJS品質確保研修を修了				
	①又は②のいずれかに該当				
①建設系CPD協議会に加盟する団体の推奨単位の1/2を超える単位を取得	0.5	○	○	-	
②当該工事種別のJS品質確保研修を修了					
該当しない	0.0	5.0	5.0	2.0	
小計					

注) 工事成績の評価対象期間を2年間から4年間に拡大



# 3.1 技術者の審査対象期間の緩和

令和7年4月1日以降に公告する工事



○配置予定技術者の能力等における審査において、配置予定技術者が審査対象期間中に、出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、原則、休業期間または従事期間に相当する期間を審査対象期間に加える。

制度	定義	期間	備考	対象
産前休業	出産予定日の6週間前（双子以上の場合には14週間前）から請求すれば取得できる休業	6週間 (14週間)		○
産後休業	出産の翌日から8週間は就業することができない。産後6週間経過後、医師が認めた場合は、請求することにより就業できる	8週間		○
育児休業	1歳に満たない子を養育するための休業	1年	事前の申し出が必要	○
介護休業	要介護状態にある対象家族を介護するための休業	対象家族1人につき通算93日まで	事前の申し出が必要	○
介護休暇	要介護状態にある対象家族を介護、その他の世話をするために単発で取れる休暇	5日/年（対象家族が2人以上の場合は10日/年）	時間単位の取得も可能	×
子の看護休暇	小学校就学の始期に徹するまでの子の看護等のための休暇	5日/年（対象家族が2人以上の場合は10日/年）	時間単位の取得も可能	×

審査対象に加える期間

対象項目	休業期間	審査対象期間に加える期間
産前休業・産後休業・育児休業 介護休業	1年未満	1年
	1年以上2年未満	2年
	2年以上3年未満	3年